

## 平成23年度 入札・契約制度の改正について

---

平成23年6月1日（6月1日以降に入札等公告を行う案件）より次のとおり入札・契約制度を改正します。

- 1 最低制限価格制度の改正
- 2 条件付契約基準価格制度の改正
- 3 予定価格の事後公表の試行
- 4 建設工事発注基準の改正
- 5 前払金制度の改正
- 6 工事検査成績の取扱い変更
- 7 同価によるくじ引きの変更
- 8 準市内業者の認定について

## 1 最低制限価格制度の改正

契約の適正な履行及び品質の確保等に向け、適正価格での契約を推進するために、最低制限価格制度を次のとおり改正します。

### (1) 最低制限価格の設定範囲の変更

現 行	予定価格の <u>66.67%</u> から <u>85%</u>
-----	-----------------------------------

改 正	予定価格の <u>70%</u> から <u>90%</u>
-----	--------------------------------

### (2) 最低制限価格の算出方法の変更

現 行	有効札の <u>最低価格から 2 / 3 の個数(端数切上)の札の平均額の 90%</u>
-----	---

改 正	<u>有効札の最低価格から 1 割、最高価格から 1 割の個数(端数四捨五入)を除いた札の平均額の 90%</u>
-----	---

最低制限価格算出の詳細方法及び具体例は、2～3ページをご参照ください。

## 最低制限価格の算出方法

- 1 . 予定価格を超えた札及び予定価格の70%未満(円未満切捨)の札を落札外とし、最低制限価格の算出対象から除外する。
- 2 . 有効札を入札価格の順に並べ、最高価格及び最低価格からそれぞれ有効札の数の1割(端数四捨五入)の個数の札を除いた札の平均額(円未満切捨)に90%を乗じた額(千円未満切捨)【A】を算出する。
- 3 . 予定価格の70%の額(千円未満切上)【B:70】を算出する。
- 4 . 【A】と【B:70】の額を比較し、その結果により最低制限価格を次のとおり定める。

【A】が予定価格の70%以上(【B:70】 ≤ 【A】)となった場合  
・・・・・・・・・・・・・・・・最低制限価格は【A】

【A】が予定価格の70%未満(【A】 < 【B:70】)となった場合  
・・・・・・・・・・・・・・・・最低制限価格は【B:70】

最低制限価格の算出対象となる有効札が4以下となった場合は、予定価格の70%の額(千円未満切上)を最低制限価格とする。

予定価格が10,000円未満の案件にあつては、上記算出にあつて「千円未満切捨」を「円未満切捨」と、「千円未満切上」を「円未満切上」と読み替えることとする。

落札候補者が落札者になることができない場合においても、最低制限価格の算出にあつては、その者の入札価格を使用する。

〈例〉

予定価格 = 10,000,000 円					
入札者		入札額	最低制限価格の算出	結果	率
1	A社	6,900,000	<p>予定価格の 70%未満の A 社を落札外とする。</p> <p>有効札 14 の上位 1 割(端数四捨五入)の 1 者及び下位 1 割(端数四捨五入)の 1 者を除いた 12 社(網掛)の平均額(円未満切捨)に 90%を乗じた額(千円未満切捨)</p> $98,800,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 社} \times 90\%$ $= \underline{7,409,000 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{【A】}$ <p>予定価格の 70%の額(千円未満切上)</p> $10,000,000 \text{ 円} \times 70\% = \underline{7,000,000 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{【B:70】}$ <p>【A】が予定価格の 70%以上 (【B:70】<math>\leq</math>【A】)なので、最低制限価格は、【A】<u>7,409,000 円</u>となる。</p> <p>よって、最低制限価格の直近上位の D 社 7,600,000 円が落札(候補)となる。</p>	落札外	69.0%
2	B社	7,100,000		落札外	71.0%
3	C社	7,300,000		落札外	73.0%
4	D社	7,600,000		<b>落札</b>	<b>76.0%</b>
5	E社	7,800,000			78.0%
6	F社	7,900,000			79.0%
7	G社	8,000,000			80.0%
8	H社	8,000,000			80.0%
9	I社	8,200,000			82.0%
10	J社	8,500,000			85.0%
11	K社	8,500,000			85.0%
12	L社	8,800,000			88.0%
13	M社	9,000,000			90.0%
14	N社	9,200,000			92.0%
15	O社	9,800,000			98.0%

## 2 条件付契約基準価格制度の改正

建設工事において、条件付契約基準価格(予定価格の80%(千円未満切捨)の額)を下回る価格で契約を締結しようとするときの契約条件を次のとおり変更(追加)します。

現 行	担当技術者の専任配置
改 正	担当技術者の専任配置 <u>契約金額の30%以上の契約保証金の納付</u> (追加) 契約保証金の納付を要する工事のみが対象となります。

## 3 予定価格の事後公表の試行

建設工事及び測量、設計業務等において、予定価格の事後公表を試行実施します。

### 予定価格事後公表の試行対象

建設工事で設計金額 5,000万円以上のもの

測量、設計業務等で設計金額 300万円以上のもの

上記試行対象となる案件のうち、概ね業種別に3分の1の案件で実施します。

### 条件付契約基準価格制度に係る取扱いについて

予定価格を事後公表する建設工事で、落札価格が条件付契約基準価格未満となった場合は、落札後に配置する担当技術者を報告するものとしてします。(入札書に添付する配置予定技術者届への担当技術者の記載は不要です。)ただし、担当技術者の配置ができないときは、その者は落札者とはなれません。

#### 4 建設工事発注基準の改正

水道施設工事に係る発注基準を次のとおり改正します。

格付	設 計 金 額 ( 税 込 み )	
	現 行	改 正 ( H 2 3 . 6 . 1 ~ )
A	<u>1 3 0 万円超</u>	<u>5 0 0 万円以上</u>
B	1 3 0 万円超 3 , 0 0 0 万円未満	1 3 0 万円超 3 , 0 0 0 万円未満
C	1 3 0 万円超 1 , 0 0 0 万円未満	1 3 0 万円超 1 , 0 0 0 万円未満
D	1 3 0 万円超 5 0 0 万円未満	1 3 0 万円超 5 0 0 万円未満

## 5 前払金制度の改正

受注者の資金調達の円滑化を図り、契約の適正な履行を確保するために、工事契約等における前払金制度を次のとおり改正します。

### (1) 前払金の支払限度額の変更

**現 行** 契約金額 1 億円以下の部分の  $4 / 1 0$  以内  
契約金額 1 億円超の部分の  $3 / 1 0$  以内  
(測量、設計業務等は契約金額の  $3 / 1 0$  以内)  
前払金限度額 5,000 万円

**改 正** 契約金額の  $4 / 1 0$  以内  
(測量、設計業務等は契約金額の  $3 / 1 0$  以内)  
前払金限度額 なし

### (2) 中間前払金制度の創設

設計金額が 3,000 万円以上 かつ 工期が 150 日以上 の建設工事を対象とする中間前払金制度を新たに設けます。

#### 中間前払制度とは

対象工事について、契約当初に支払った前払金に加え、工期半ばで契約金額の 2 割以内を追加して前払いする制度で、中間前払金の請求にあたっては、次の条件に全て該当し、それを市が認定することが必要です。

工期の 2 分の 1 を経過していること。

工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまで実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

中間前払金制度の詳細手続き等については、追ってお知らせします。

## 6 工事検査成績の取扱い変更

建設工事の検査成績の取扱いを次のとおり変更します。

### (1) 工事検査成績の公表

建設工事の検査評定点を市のホームページで公表します。

### (2) 不良工事施工業者の入札参加制限

建設工事の施工の適正化及び品質の確保を図るため、基準評価未  
満工事（検査評定点が65点未満の工事）と評価された工事の請負  
業者について、「伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領」に基づ  
き資格(指名)停止措置を講じます。

#### 措置基準

市発注工事の施工に当たり、過去2年間に次に掲げる工事検査評定を受けた場合

59点以下が2回の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3か月

59点以下が1回及び60点以上64点以下が1回の場合・・ 2か月

60点以上64点以下が2回の場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か月

基準評価未満工事3回目以降は、直近2年間のうち評定点の低い2回を  
もって措置を行う。

基準評価未満工事になった場合は、請負業者には警告書を通知するとと  
もに、次回の工事において中間検査執行要領に基づく検査を実施する。

## 7 同価によるくじ引きの変更

開札の結果、落札となるべき同価の入札者が2者以上となった場合のくじ引きの方法を次のとおり変更します。

ただし、この方法に必要な条件が整わない場合等は、従前の方法による場合があります。

### くじ引きの方法

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者(以下、「くじ引き対象者」という。)をその者の入札書が伊勢市に到着した日時<sup>\*</sup>が早い順に「入札順位」を付ける。

なお、入札書到着が同時の場合は、参加申請の早い者を上位とする。

\* 電子入札の場合・・・電子入札システムのサーバーに登録された日時  
紙入札の場合・・・入札書封筒に印字されたタイムスタンプの日時

- (2) 当該入札案件の契約番号の下3桁の数、入札参加者数、くじ引き対象者のうち入札順位が1位の者の入札書到着日時の「日」「時」「分」「秒」<sup>\*</sup>、くじ引き対象者のうち入札順位が最後位の者の入札書到着日時の「日」「時」「分」「秒」<sup>\*</sup>の合計数をくじ引き対象者数で除し、その余りの値(以下、「くじ引き値」という。)を算出する。

\* 紙入札の場合は、入札書到着日時のうち「秒」は算入しない。

- (3) (2)で算出したくじ引き値と(1)で決定した入札順位が一致した者が落札(候補1位)となり、入札順位が落札(候補1位)の次順位の者を落札(候補2位)、次々順位の者を落札(候補3位)、以下同様とする。

なお、入札順位が最後位の次順位は、入札順位1位とする。

くじ引き値が「1」の場合	入札順位「1位」の者が落札(候補1位)
"    「2」    "	"    「2位」    "
"    「3」    "	"    「3位」    "
"    「0」    "	"    「最後位」    "

〈例〉

契約番号	4 2 3 3 0 0 <u>0 6 3</u>												
入札参加者数	<u>2 1</u>												
くじ引き対象者数	<u>5</u>												
1 入札順位の決定													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center; border: 1px solid black;">入札順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社 : 2011年6月<u>15</u>日<u>08</u>時<u>37</u>分<u>06</u>秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B社 : 2011年6月16日18時21分20秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C社 : 2011年6月17日11時51分08秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D社 : 2011年6月17日14時05分37秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E社 : 2011年6月<u>17</u>日<u>14</u>時<u>23</u>分<u>15</u>秒</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			入札順位	A社 : 2011年6月 <u>15</u> 日 <u>08</u> 時 <u>37</u> 分 <u>06</u> 秒		B社 : 2011年6月16日18時21分20秒		C社 : 2011年6月17日11時51分08秒		D社 : 2011年6月17日14時05分37秒		E社 : 2011年6月 <u>17</u> 日 <u>14</u> 時 <u>23</u> 分 <u>15</u> 秒	
	入札順位												
A社 : 2011年6月 <u>15</u> 日 <u>08</u> 時 <u>37</u> 分 <u>06</u> 秒													
B社 : 2011年6月16日18時21分20秒													
C社 : 2011年6月17日11時51分08秒													
D社 : 2011年6月17日14時05分37秒													
E社 : 2011年6月 <u>17</u> 日 <u>14</u> 時 <u>23</u> 分 <u>15</u> 秒													
2 くじ引き値の算出													
$(63 + 21 + 15 + 8 + 37 + 6 + 17 + 14 + 23 + 15) \div 5$ $= 43 \text{ 余り } \underline{4} \cdots \text{くじ引き値}$													
3 結果													
<p>算出の結果、くじ引き値が「4」となり、入札順位が「<u>    </u>」のD社が落札(候補1位)となる。</p> <p style="margin-left: 40px;">D社(入札順位 <u>    </u>)が落札(候補1位)</p> <p style="margin-left: 40px;">E社(入札順位 <u>    </u>)が" (候補2位)</p> <p style="margin-left: 40px;">A社(入札順位 <u>    </u>)が" (候補3位)</p> <p style="margin-left: 40px;">B社(入札順位 <u>    </u>)が" (候補4位)</p> <p style="margin-left: 40px;">C社(入札順位 <u>    </u>)が" (候補5位)</p>													

## 8 準市内業者の認定について

近年の社会経済情勢など市内事業者をとりまく状況等に鑑み、平成23年6月1日以降、準市内業者の新規での認定は行わないこととします。

以上

### 【事務担当・問合せ先】

管財契約課契約係	0596-21-5525
検査室	0596-21-5502